

報告第11号

令和7年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に
基づき、令和7年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しをしたの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において
準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和7年度豊川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	事業完了(予定)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明		
					支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源	
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
4	衛生費	2	清掃費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	三月田最終処分場シーケンサー更新工事を9月補正予算で計上し、前払金分を除いた金額で繰越明許費を設定したところ、シーケンサーシステムユニットの納入に遅れが生じ、前払金の請求行為が新年度にずれ込んだため、繰越を行うものです。
				16,800,000	0	16,800,000	0	16,800,000	0	0	0	0	0	16,800,000		
																計量棟システムの修繕については、当初3月中に完了する予定であったが、半導体不足の影響により海外で受注生産している部品の納入に想定以上の遅れが生じ、年度内の事業完了が困難であることが判明したため、繰越を行うものです。
				6,006,000	0	6,006,000	0	6,006,000	0	0	0	0	0	6,006,000		
合 計				22,806,000	0	22,806,000	0	22,806,000	0	0	0	0	0	22,806,000		